

## 社会起業家支援事業 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

社会起業家支援事業

### 2 事業の目的

本事業では、仙台・東北の社会課題解決を志す者への事業立ち上げや成長に向けた支援を実施する。また、次世代起業家育成支援として、大学生・大学院生に向けた社会起業家育成プログラムを実施し、仙台・東北で活動する社会起業家への理解や関係性を深め、社会起業のすそ野の拡大及び地元定着を促進する。

### 3 業務の内容

#### (1) 社会起業に関するイベントの実施

- ・社会起業に対する理解を深め、潜在的起業家層を発掘することを目的に、国内外で活躍するロールモデル社会起業家等を講師として招いたイベントやワークショップ等を実施すること。

KPI : 5 回以上/年

#### (2) 事業立ち上げや成長に向けた定期的な相談機会の提供

- ・社会起業準備者や社会起業家（創業5年以内を目安）を対象に、社会起業に係る相談対応を実施し、自身が解決したい社会課題の特定やその課題をビジネスで持続的に解決できるビジネスモデルの構築及びビジネスプランのブラッシュアップの機会を提供し、事業立ち上げ及び成長支援を実施すること。

KPI : 10 回以上/年、相談延べ件数 50 件以上

#### (3) 東北ソーシャルイノベーションサミット登壇に向けた支援

- ・社会起業準備者や社会起業家（創業5年以内を目安）を対象に、後述の東北ソーシャルイノベーションサミットの登壇者5者程度を募集・選定し、登壇に向けたビジネスプランやプレゼンのブラッシュアップ等を2カ月程度実施すること。

#### (4) 東北ソーシャルイノベーションサミットの企画及び運営

- ・3 (3) の登壇者及び本市が実施するインパクトスタートアップ創出事業の採択者や、東北・全国で活躍する社会起業家や支援者等によるキーノートまたはパネルディスカッションを中心にしながら、東北ソーシャルイノベーションサミットを仙台市内で開催すること。また、本イベントの実施にあたっての企画、会場及び会場付帯設備確保（会場費支払い含む）、登壇者の確保、広報、カメラマンの手配、集客、会場設営（音響・照明等含む）、当日の運営、配布資料制作、アーカイブ動画制作、登壇者謝金等の費用負担及び支払等を行うこと。

実施時期：令和 8 年 2 月上旬～中旬頃（予定）

実施内容：東北・全国で活躍する社会起業家や支援者等によるキーノートまたはパネルディスカッション、採択者によるプレゼンテーション、交流会等

実施場所：仙臺緑彩館 交流体験ホール（予定）

（仙台市青葉区川内追廻無番）

#### (5) 過年度採択者のフォローアップ

- ・平成 29 年度から平成 30 年度の「東北ソーシャル・イノベーション・ネットワークハブ構築事業」、令和元年度から令和 3 年度の「ソーシャルイノベーター育成・支援事業」、令和 4 年度から令和 5 年度の「ソーシャル・インパクト加速化事業」及び令和 6 年度の「ソーシャル・インパクト創出事業」にて実施した個別集中支援プログラム採択者に対して、それぞれのニーズにあわせた情報提供等を実施すること。また、本事業採択者と過年度採択者を含めた社会起業家によるコミュニティ等を創出することにより連続的に社会起業家が生まれるエコシステムの構築に努めること。なお、フォローアップの実施にあたっては、過年度事業の受託者と連携し、支援方針を共有のうえ、継続的なフォローアップができるよう努めること。

#### (6) 大学生向けプログラムの実施

Aプログラム：仙台・東北で社会課題解決に取り組む起業家の現場を訪問（フィールドトリップ）し、社会起業家への理解を深め、社会課題の向き合い方やビジネスアイデア等を学ぶプログラムを実施すること。また、Aプログラムを通じてBプログラムの応募勸奨を実施すること。なお、訪問先への移動は仙台を起点とし、借り上げバス等での日帰り移動を想定している。

KPI： 仙台市内の大学生・大学院生 25 名以上

Bプログラム：仙台・東北で社会課題解決に取り組む起業家の元での実践的なフィールドワークの実施やソーシャルビジネスに関する基礎知識の習得等の内容のプログラムを 3 カ月程度で実施すること。また、プログラムに関する活動報告会を開催すること。

KPI： 仙台市内の大学生・大学院生 15 名以上

#### (7) 情報発信・広報

- ・プログラム HP や SNS の活用やメディア等との連携により本プログラムの実施状況等を逐次情報発信し、本プログラム及び本市の社会起業家支援事業の認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること。
- ・委託契約期間内において、プログラム HP の保守・運用（サーバー・ドメイン費用の支払いを含む）を行い、委託契約終了後も一定期間はドメインを保持すること。
- ・写真や動画を HP や SNS 等に掲載する場合は、被写体の承諾を事前に得ること。著作権や肖像権、パブリシティ権を侵害しないこと。

(8) 実施拠点

- ・本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。  
なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、仙台市外に拠点を設けることも差し支えない。

(9) アンケート等の実施

- ・本業務にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者及び本事業の採択者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、プロジェクト等の改善に活かすように取り組むこと。

(10) 成果報告書の納品

- ・本業務終了時には、(1)から(9)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個別支援プログラム採択者の連絡先と連携内容、社会起業家支援の方策、東北の起業家・エコシステムの現状やその強化に向けた方策等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること（A4紙媒体及びファイルデータ、写真・映像データ）。

(11) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的（最低でも月1回）に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

**4 委託料**

委託料の上限額 10,450,000円（消費税及び地方消費税含む。）

**5 委託期間**

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

**6 その他留意事項**

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えられるプログラムを提案することは差し支えない。

- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。